

香川県弁護士会

自治体の皆様のために...
香川県弁護士会ができること



香川県弁護士会

TEL 087-822-3693

(丸亀事務室 0877-22-6713)



自治体の皆様のさまざまな悩みを解決します

目次

こんな
ニーズは
ありませんか
？

行政機関主催法律相談への弁護士派遣 **1**

民事介入暴力に関する講習、研修、相談員派遣 **2**

高齢者・障害者問題に関する弁護士の派遣
—相談、講演、連絡協議会、共同事例研究等— **3**

高齢者虐待対応専門職チームの派遣 (虐待相談・アドバイザーの派遣) **4**

小学校、中学校、高等学校への出前授業 **5**

いじめ調査第三者委員会への調査委員の派遣 **6**

要保護児童対策地域協議会への委員派遣 **7**

商工会議所、商工会、中小企業団体等向けの講師派遣 **8**

消費者問題に関する講師、相談員派遣 **9**

犯罪被害者相談への弁護士派遣 **10**

自治体への弁護士推薦 **11**



行政機関などが主催する住民向け法律相談に、 相談担当弁護士を派遣します。

制度の説明

香川県弁護士会では、県や市その他、社会福祉協議会などが主催する住民向け法律相談へ、相談担当弁護士を派遣しています。

通常法律相談だけでなく、要望に合わせて多重債務法律相談や外国人向け法律相談などといった内容や対象を絞った法律相談への弁護士派遣も可能です。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

費用

香川県弁護士会との協議によります。

お問い合わせ先

香川県弁護士会(事務局)
高松市丸の内2-22 電話087-822-3693



各団体における民事介入暴力に関する講習、研修、相談などに講師や相談員の派遣を行います。

制度の説明

【不当要求防止責任者講習】

香川県公安委員会(警察本部)から委託を受けて、暴力団などによる不当な要求に対する被害を防止するために、「不当要求防止責任者講習」を行います。講習では、暴力団などに関する情報の提供、暴力団などの不当要求に対する対応要領(暴力団撃退のノウハウ)のほか、暴力団対策法の解説などの助言を行います。

【職員研修】

香川県弁護士会の民事介入暴力問題対策委員会(略称「民暴委員会」)では、民事介入暴力に関する講演の要請があれば、個別に講演活動を行っています。

(例)自治体・企業の職員向けの民事介入暴力・行政対象暴力・企業対象暴力に関する職員研修など

【相談員派遣】

自治体・企業の職員向けの民事介入暴力・行政対象暴力・企業対象暴力について、民事介入暴力問題に精通した弁護士を派遣します。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

費用

不当要求防止責任者講習・・・無料
職員研修、相談員派遣・・・お問い合わせください。

お問い合わせ先

不当要求防止責任者講習：公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター
(高松市磨屋町5-9 プラタ59ビル7階 電話087-837-8889)
職員研修・相談員派遣：香川県弁護士会(事務局)
(高松市丸の内2-22 電話087-822-3693)



自治体、各種団体向けに、高齢者・障害者に関する 相談員・講師などを派遣します。

制度の説明

香川県弁護士会では、高齢者・障害者の様々な問題（財産管理・成年後見、遺言・相続、消費者被害、離婚、債務整理、介護、虐待）に、自治体や各種団体（社会福祉協議会、施設など）と連携をして取り組んでいます。

自治体や各種団体が行う相談事業の相談員や、講演会の講師として弁護士を派遣します。

自治体や各種団体の方向けの相談・研修、自治体や各種団体内における連絡協議会、共同事例研究に弁護士を派遣します。

また、香川県弁護士会は、香川県社会福祉協議会の主催する「かがわ後見ネットワーク」にも参加しており、相談事業、地域担当制（自治体や各種団体向けの相談・ケース会議への出席）にも弁護士を派遣しています。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

費用

お問い合わせください。

お問い合わせ先

香川県弁護士会（事務局）
高松市丸の内2-22 電話087-822-3693



自治体などの職員向けに、高齢者の虐待対応を行う弁護士を紹介・推薦したり、虐待対応専門職チームを派遣します。

制度の説明

香川県弁護士会では、香川県社会福祉士会と連携をして、高齢者の虐待対応に取り組んでいます。

地域包括支援センター、市町の福祉課をはじめ、自治体の職員の方向けの虐待に関する相談、研修、ケース会議への出席、市町長申立てに関する助言などご要望に応じ、弁護士(必要があれば社会福祉士とのチームで)を派遣します。

ご利用方法

東讃地区:香川県弁護士会(087-822-3693)

西讃地区:香川県社会福祉士会(0877-98-0854)

にご連絡ください。

費用

お問い合わせください。

お問い合わせ先

香川県弁護士会(事務局)
高松市丸の内2-22 電話087-822-3693



各学校などで法教育などに関する授業を行います。

制度の説明

近年の学習指導要領の改定などにより、「法教育」について社会的な関心が高まっています。ご希望の分野や内容をご要望に応じて、法律の専門家ならではの視点から、分かりやすく説明します。

授業は、各学校へ弁護士を派遣して行います。

扱う授業の内容としては、裁判員制度、選挙権、主権者教育、ルール作りなどで、この他の授業も要望があれば、調整可能です。

過去には、古高松中学校に弁護士を派遣し、丸亀町商店街への自転車乗り入れ禁止のルールについて、賛成派と反対派に分かれての生徒間での議論を通じて、ルール作りに必要な他者の考えを理解し、尊重する力の重要性について授業した実績があります。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先にご連絡の上、ご希望の授業のテーマがございましたらそれも添えて、出前授業希望とお伝えください。

費用

お問い合わせください。

お問い合わせ先

香川県弁護士会（事務局）
高松市丸の内2-22 電話087-822-3693



いじめ調査第三者委員会設置の際に委員の派遣を行います。

制度の説明

いじめ防止対策推進法第28条は、法定の重大事態が生じた場合、調査のための組織を設けることとしており、弁護士が専門家として委員会に参加することが期待されています。

第三者委員会その他の組織設置の際には、ご要望に応じ、弁護士を派遣します。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先にご連絡の上、いじめ調査第三者委員会への調査員派遣希望とお伝えください。

費用

お問い合わせください。

お問い合わせ先

香川県弁護士会（事務局）
高松市丸の内2-22 電話087-822-3693



要保護児童対策地域協議会に委員を派遣します。

制度の説明

改正された児童福祉法においては、地方公共団体において、被虐待児童・非行児童など、要保護児童の早期発見及び早期の支援開始のために地域の関係機関が連携して対策を協議する地域協議会の設置ができると定めています。

弁護士は、当該協議会に法律の専門家としての立場から参加することが期待されています。

当該協議会の設置の際には、弁護士を委員として派遣します。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先にご連絡の上、要保護児童対策地域協議会への委員派遣希望とお伝えください。

費用

お問い合わせください。

お問い合わせ先

香川県弁護士会（事務局）
高松市丸の内2-22 電話087-822-3693



商工会議所、商工会、中小企業団体などを対象に経営に関する法律問題についての講師派遣を行います。

制度の説明

商工会議所、商工会、中小企業団体などからのご依頼に基づき、売掛金の回収、事業の再建・再生、労働問題、過重債務、事業承継、契約・取引相談など経営に関する問題について弁護士を講師として派遣します。

下記のお問い合わせ先にご連絡の上、日時・場所、講義の内容等をご相談ください。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

費用

有料です。個別にお問い合わせください。

お問い合わせ先

香川県弁護士会（事務局）
高松市丸の内2-22 電話087-822-3693



消費者問題に関する講義、研修、相談などに講師や相談員の派遣を行います。

制度の説明

消費生活センターなどで行われる消費者問題に関する相談に弁護士を派遣します。

相談の内容などに応じて事件を受任し、当該問題解決のための活動を行うこともあります。

消費生活センターなどの相談員に対する研修に弁護士を派遣します。

県などが大学などに行う消費者問題に関する講義に弁護士を派遣します。

法教育の一環として、消費者問題の周知に積極的に取り組みます。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

費用

お問い合わせください。

お問い合わせ先

香川県弁護士会(事務局)
高松市丸の内2-22 電話087-822-3693



自治体などが実施する犯罪被害者相談に犯罪被害者支援に精通した弁護士を派遣します。

制度の説明

犯罪被害に遭った方に対しては、早期、かつ、円滑な支援が必要とされます。

その実現のため、自治体や関連団体などが実施する犯罪被害者相談にその支援に精通した弁護士を派遣します。

担当弁護士は、犯罪被害者支援のために必要な研修・実務経験を積んでいるため、二次被害の発生や専門外などを理由とするたらい回しを防ぐことができます。

実施実績として、現在、公益社団法人かがわ被害者支援センターに弁護士を派遣し、隔週で相談を実施しています。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先にご連絡の上、犯罪被害者支援のための弁護士派遣を希望とお伝えください。

費用

実施団体と香川県弁護士会の協議により決定します。

お問い合わせ先

香川県弁護士会(事務局)
高松市丸の内2-22 電話087-822-3693



各種自治体の委員会に弁護士を推薦します。

制度の説明

香川県弁護士会(以下「当会」という。)の弁護士推薦委員会又は常議員会は、法令に基づいて、又は公私の団体の依頼によって弁護士を推薦します。

毎年、多くの自治体の委員会などに弁護士を推薦しております。

ご利用方法

- ・下記のお問い合わせ先にご連絡の上、推薦を求める委員会の名称、任期、活動内容、委員会の開催頻度等を明記した書面を提出して下さい。
- ・毎月第2火曜日に開催(8月は除く。)の弁護士推薦委員会にて推薦する弁護士を決定します。
- ・委員会開催日の前月末日までに当会に弁護士推薦依頼書が到着するようにお願いします。

費用

推薦は無料ですが、委員などには通常の委員に支払われる費用が発生します。詳しくは、被推薦者のご協議ください。

お問い合わせ先

香川県弁護士会(事務局)
高松市丸の内2-22 電話087-822-3693



- JR高松駅出口より徒歩約10分
- ことでん高松築港駅出口より徒歩約7分

2016年6月発行

発行者 香川県弁護士会

〒760-0033 香川県高松市丸の内2-22

TEL 087-822-3693

<http://kaben.jp/>
